

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年9月1日(2016.9.1)

【公開番号】特開2015-96133(P2015-96133A)

【公開日】平成27年5月21日(2015.5.21)

【年通号数】公開・登録公報2015-034

【出願番号】特願2013-237063(P2013-237063)

【国際特許分類】

A 6 1 J	1/05	(2006.01)
B 6 5 D	30/22	(2006.01)
B 6 5 D	77/04	(2006.01)
B 6 5 D	77/08	(2006.01)
B 6 5 D	81/32	(2006.01)

【F I】

A 6 1 J	1/00	3 5 1 A
B 6 5 D	30/22	F
B 6 5 D	30/22	G
B 6 5 D	77/04	F
B 6 5 D	77/08	B
B 6 5 D	81/32	D

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月12日(2016.7.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の収納部を有する容器本体と、前記収納部に接続された排出口とを備えており、前記容器本体を前記複数の収納部に仕切るとともに前記収納部内の圧力を高めることにより互いに開封連通される仕切り用弱シール部と、前記いずれかの収納部内に前記仕切り用弱シール部の開封連通と共に開封される小容器が設けられた複室容器であって、

前記仕切り用弱シール部の一方の端側から中央側にかけて前記小容器側に傾斜した形状を有する第1の中シール部と、前記仕切り用弱シール部のもう一方の端側から中央側にかけて前記小容器側に傾斜した形状を有する第2の中シール部と、を有し、

前記第1の中シール部と前記第2の中シール部とは互いに交わらず、前記一方の端から前記もう一方の端まで延びる前記仕切り用弱シール部の前記中央側には、前記第1の中シール部と前記第2の中シール部との間隔が設けられており、

前記第1の中シール部及び前記第2の中シール部は、前記仕切り用弱シール部よりもシール強度が高いことを特徴とする、複室容器。

【請求項2】

記第1の中シール部の形状と前記第2の中シール部の形状とが互いに対称である、請求項1に記載の複室容器。

【請求項3】

前記第1の中シール部及び前記第2の中シール部の中央側先端部が、10°以上90°未満の角度を有する、請求項1又は2に記載の複室容器。

【請求項4】

前記第1の中シール部の前記中央側先端部と、前記第2の中シール部の前記中央側先端部との間隔が、前記小容器の横幅よりも短く、かつ、前記小容器の横幅の2分の1よりも長い、請求項3に記載の複室容器。

【請求項5】

最大点荷重が250N以上1800N以下である、請求項1～4のいずれか一項に記載の複室容器。

【請求項6】

前記仕切り用弱シール部の開通強度が2.5N/15mm以上4.5N/15mm以下である、請求項1～5のいずれか一項に記載の複室容器。

【請求項7】

前記複室容器が医療用又は食品用の複室容器である、請求項1～6のいずれか一項に記載の複室容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明者らは、複室容器の構造について鋭意検討した結果、仕切り用弱シール部の少なくとも一部に、特定の形状の2つの中シール部を設けることによって、上記課題を解決できる複室容器を見出した。

すなわち、本発明は、複数の収納部を有する容器本体と、収納部に接続された排出口とを備えており、容器本体を複数の収納部に仕切るとともに収納部内の圧力を高めることにより互いに開封連通される仕切り用弱シール部と、いずれかの収納部内に仕切り用弱シール部の開封連通と共に開封される小容器が設けられた複室容器であって、仕切り用弱シール部の一方の端側から中央側にかけて小容器側に傾斜した形状を有する第1の中シール部と、仕切り用弱シール部のもう一方の端側から中央側にかけて小容器側に傾斜した形状を有する第2の中シール部と、を有し、第1の中シール部と第2の中シール部とは互いに交わらず、一方の端からもう一方の端まで延びる仕切り用弱シール部の中央側には、第1の中シール部と第2の中シール部との間隔が設けられており、第1の中シール部及び第2の中シール部は、仕切り用弱シール部よりもシール強度が高いことを特徴とする。